



福井県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第1号

福井県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要求となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は下記のとおりである。

平成26年3月3日

福井県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会
委員長 坂東 佐喜子



記

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項及び第75条第1項に規定する福井県後期高齢者医療広域連合における請求権を有する者の総数の50分の1の数

12,961

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する福井県後期高齢者医療広域連合における請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

174,675